

○総務省告示第二百九十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数(ホ、それぞれ同表右欄に掲げるものとする)。

無線局	周波数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局 (一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)	715MHzを超え718MHz以下 1,710MHzを超え1,750MHz以下 [略]
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	770MHzを超え773MHz以下 1,805MHzを超え1,845MHz以下 [略]
[3・4 略]	[略]

[注 略]

[同左]

無線局	周波数
1 [同左]	1,710MHzを超え1,750MHz以下 [同左]
2 [同左]	1,805MHzを超え1,845MHz以下 [同左]
[3・4 同左]	[同左]

[注 同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。